

第36回通常総会議案

と き：平成14年6月4日（火）

と ころ：八丁堀シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	1
第1号議案 平成13年度会務報告及び重点目標とその対応について	2
平成13年度会務報告	2
平成13年度重点目標とその対応	3
第2号議案 平成13年度歳入歳出決算について	8
歳入の部	8
歳出の部	9
監査意見書	10
第3号議案 平成14年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について	11
平成14年度活動方針（案）及び重点目標（案）	11
平成14年度事業計画（案）	12
第4号議案 平成14年度歳入歳出予算（案）について	13
歳入の部	13
歳出の部	14
一般負担金（案）	15
参考資料 平成 ¹⁴ 13年度主要施策に関する部局別要望事項	16
参考資料 広島県内陸部振興対策協議会役員名簿	23
参考資料 広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	24
参考資料 広島県内陸部振興対策協議会会則	25

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 平成13年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成13年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成14年度活動方針(案)及び重点目標(案)、
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成14年度歳入歳出予算(案)について

6 そ の 他

7 閉 会

第 1 号議案

平成13年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成 1 3 年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成13年 4月13日	平成12年度会計監査	吉 舎 町 高 野 町
4月19日	理 事 会	広島県議会
6月 4日	第35回通常総会	八丁堀ｼﾝﾌﾟﾙ
6月11日 ～8月7日	平成14年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月17日	役 員 会	広島県議会
9月17日	理 事 会	広島県議会
11月12日	平成14年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
平成14年 2月19日	役 員 会	広 島 市
2月25日	広島県立大学中山間地域研究センター（仮 称）の早期開設及びB S E（牛海綿状脳症） 対策の拡充について緊急要望活動	広 島 県 庁

平成13年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化支援策の充実

中山間地域の市町村においては、地方分権の担い手にふさわしい体制整備を図るため市町村合併に向けた取り組みが進められているが、その過程で検討される市町村建設計画が将来の活力ある中山間地域創造へのシナリオになると考えられる。

今後は、市町村建設計画の策定にあたり、中山間地域が、豊かな自然や歴史的・文化的資産を生かしながら、住民が生き生きと暮らせる魅力ある地域となるよう、集落・生活拠点整備モデル事業等で培われた様々な地域づくりシステム等の成果を踏まえた支援策の充実に要請していく必要がある。

2 広島県立大学中山間地域センター（仮称）の早期開設

平成12年度に「中山間地域対策会議」が設置され、また、平成13年度に「県立大学運営協議会」の諮問事項に合わせ、中山間地域対策を含めて、センター機能を総合的に検討するため「地域貢献会議」が設置され、センター機能の強化について議論が進められているところである。

県立大学運営協議会の「中間まとめ」においては、県立3大学が地域の政策課題の解決に積極的に協力することが求められており、当面、広島県立大学の「学術交流センター」において「中山間地域政策プロジェクト」を実施することなどにより、中山間地域研究の機能を充実させるよう重点的に取り組むこととされている。

今後とも、中山間地域の振興に貢献する研究センターの早期開設に向け、要請していく必要がある。

3 道路運送法の改正に対応した生活交通確保対策にかかる支援措置の実施

道路運送法が平成14年2月に施行され、路線廃止の事前届出制など手続が簡素化されることとなり、中山間地域を中心に不採算路線の廃止・統合など路線の再編が進むものと予想される。これに対応するため、平成13年度、国・県において、生活バス路線を維持・確保する新たな補助制度が創設された。

生活バス交通は、高齢者や若年者など交通弱者にとって、生活に必要不可欠な移動手段である。生活交通維持確保のため、引き続き取り組みが必要である。

***参考 「新たな補助制度の内容」**

新たな補助制度は、国と地方が分担と連携により生活バス路線を維持・確保するという方針のもと、国は複数市町村にまたがる広域的・幹線的な路線を、県は国を補完する広域的路線を、市町村はその他の路線を補助するという内容である。

また、JR バス会社に対する地方公共団体の補助の制限について、平成 13 年 8 月に総務省より一定の要件のもとに解除する旨の通知が出され、中国 JR バス(株)に対しては、広島県交通対策協議会への協議が必要なものの、他のバス事業者同様、国・県・市町村から補助金を交付することが可能となった。

4 JR 芸備線の輸送改善対策の推進並びに JR 可部線（可部・三段峡間）の維持存続

○JR 芸備線の輸送改善対策の推進について

JR 芸備線については、高速化や運行頻度の向上を図るための具体的な整備方策の調査が行われてきたが、多額の事業費を要することや、沿線市町村の費用負担或いは J R 西日本の投資に見合う収益の問題など解決すべき多くの課題がある。沿線対策協議会では、整備手法や費用負担などについて合意形成に取り組んでいるところである。

引き続き、県に対しこれらの取り組みへの支援を要請していく必要がある。

○JR 可部線（可部・三段峡間）の維持存続について

JR 可部線については、昨年 4 月 1 日からの再試験運行に当たって、沿線市町村は、商工会・観光協会や住民と連携し、各種のイベントツアー、地域間交流事業などの利用促進活動を県の中山間地域対策の補助制度を活用して実施してきた。

〔今般(14 年 5 月 27 日)、JR 西日本は地元の維持存続の取り組みにもにもかかわらず、可部・三段峡間を来年 11 月限りで廃止する方針を発表した。〕

今後も、沿線市町村の意向が充分反映されるよう、最大限の努力をする必要がある。〕

5 ダイオキシン対策に係る国県支援策の充実

県東部地域を中心とした広域化手法の一つとして、第 3 セクター方式の RDF(ごみ固形化燃料)発電の事業化が、平成 16 年度運行開始をめざして、平成 14 年 2 月に着工された。また、今年度、ごみの減量化に向けた、分別収集の統一化やマイパック運動など 3 R 施策の実践等を行う「新世紀ごみ減量化モデル事業（神石地区）」の補助などソフト面の支援策も進められた。

なお、RDF 施設整備に対する国庫補助率が、平成 13～14 年度の時限措置として、主

要プラント部分に対し 1/12 加算され、実質的に 1/3 相当額まで嵩上げされた。

6 介護保険法施行に伴う介護サービス基盤の整備

養護老人ホームの設置については、特別養護老人ホームに併設する場合は、20 人～50 人の小規模施設でも整備が可能となるなど、設置基準が緩和されており、全室個室で整備する場合も補助基準面積が拡大されている。

ショートステイ専用床の特別養護老人ホーム床への転換については、国が平成 12 年 4 月から転換後のショートステイ専用床が 10 床以上確保されていることを条件に、その 20%の範囲内で転換を認めたところである。県においても平成 12 年 10 月から順次転換が進められ、平成 14 年 3 月 1 日現在で 53 施設 244 床が転換された。

また、国は平成 13 年 1 月から、転換の要件をショートステイ床の定員の 20%から 50%に拡大するとともに、転換後のショートステイ専用床が 10 床以上確保されているといった要件を廃止したところである。これに対し、県は、ショートステイ床の利用の伸びが予想されること等を理由に、新たな転換については慎重な対応を行うことが必要との判断をしているところである。

7 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進

産業として自立できる農林水産業の確立をめざして、企業的な経営を行う農家や集落農場型の農業生産法人の育成、一億円産地の育成が進められている。

平成 14 年度においては、「新農林水産業・農山漁村活性化総合支援事業」や「集落農場型農業生産法人育成ステップアップ事業」が引き続き実施されるとともに、農業と他産業との複合化による新産業の創出をテーマとして、産・学・官共同で検討が進められることとなっている。

さらに、県内産品の生産振興と消費拡大を推進する「地産地消推進事業」の実施、食生活指針の普及と食農教育の推進、生産段階における B S E（牛海綿状脳症）の検査体制の整備が図られている。

有害鳥獣対策については、「イノシシ等農業被害対策事業」が実施され、「箱わな」の導入や猟銃による一斉駆除に対する支援が行われるとともに、新たに「捕獲奨励金」に対する支援がされることとなっている。

今後とも、BSE（牛海綿状脳症）対策などこれらの施策の充実を要請していく必要がある。

8 中国横断自動車道・尾道松江線の早期整備

平成 13 年度は、高野 IC 以南について、地元設計協議が進められ、尾道 JCT から甲山 IC 間及び三次市の一部について、用地買収が行われた。尾道 JCT から甲山 IC 間の用地進捗率は、平成 13 年度末に用地取得面積で 7 割となり、平成 13 年度に一部工事に着手された。

また、高野 IC から島根県境間、約 11 k m についても地元設計協議に向けて調査・設計を実施中である。

引き続き、早期完成に向け、関係機関に働きかけていく必要がある。

9 地域高規格道路の整備促進

平成 13 年度は、江府三次道路については、整備区間の指定を受けている西城町高尾～三坂間（約 5 k m）の環境影響評価及び高道路（約 3 k m）の用地買収、橋梁工事等が実施され、調査区間である庄原～西城間（約 9 k m）の環境調査が実施された。広島中央フライトロードについては、整備区間の指定を受けている本郷大和線（約 10 k m）の橋梁工事、トンネル工事等の実施、東広島高田道路については、調査区間である向原～吉田間（約 5 k m）の環境調査と設計が実施された。

今後は、整備区間の指定を受けている 2 路線、3 区間について着実な整備促進を図るとともに、整備区間の指定を受けていない路線、区間については、その指定等早期事業化を、また備北フライトロードについては、計画路線指定に向けて関係機関に働きかけていく必要がある。

10 広島～江津間広域開発道路の整備促進

広島～江津間広域開発道路は、中国山地により隔てられた広島・島根両県の広域的な連携強化を図るとともに、豊かな歴史と文化に育まれた沿線地域の交流を促進し、地域の一体的発展をもたらすものである。

本道路を構成する広島県管理の 6 路線の総延長 45 k m のうち約 40 k m は改良済みであり、残る 5 k m についても、順次改良される予定となっている。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に働きかけていく必要がある。

11 中山間地域の学校教育の充実に向けた人事異動の適正化

①新任教職員配置の適正化

中山間地域においては、地元出身採用の少ない中で、従前は、多くの都市出身者が配置されたため、短期間で都市部に異動する傾向があったが、平成 12 年度人事から方針が改められ、短期間で異動することのないよう同一校在職期間を 4 年間とするとともに、配置校も地域バランスに配慮しながら本人の出身地域が優先されることとなった。これにより新規採用者のうち、県北地域（芸北・備北教育事務所管内）への配置者数に占める地元出身者の割合は、平成 11 年度に 13%であったものが、平成 14 年度には 57%と大きく増加している。

②教員の在職期間の適正化

県の教職員人事異動方針の中で、同一校在職期間の適正化において、長期在職者は異動させるとともに、短期間での配置換は原則として行わない人事が図られている。特に 10 年以上の在職者については、特別の事情のない限り配置換が実施され、平成 13 年度は、県北地域における平均同一在職年数が 5.2 年と県平均（5.9 年）並となっている。

③指導力不足教員に対する人事管理の適正化

平成 12 年度より、人事管理適正化プロジェクトにより、広島県における教職員の人事管理上の諸課題とその改善策を明確にし、新たな人事管理システムを構築する取り組みが進められている。

今後とも、教職員数の適正配置など学校教育の充実の実現に向け、諸施策の推進について要望を続けていく必要がある。

第2号議案

平成13年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1.会 費			2,922,000	0	2,922,000	2,905,000	17,000	
	1.会 費		2,922,000	0	2,922,000	2,905,000	17,000	
		1.一般負担金	2,106,000	0	2,106,000	2,106,000	0	
		2.特別負担金	816,000	0	816,000	799,000	17,000	
2.補助金			150,000	0	150,000	150,000	0	
	1.補助金		150,000	0	150,000	150,000	0	
		1.県補助金	150,000	0	150,000	150,000	0	
3.雑収入			1,000	0	1,000	155	0	
	1.雑収入		1,000	0	1,000	155	0	
		1.雑 収 入	1,000	0	1,000	155	0	
4.繰越金			199,000	0	199,000	199,668	0	
	1.繰越金		199,000	0	199,000	199,668	0	
		1.繰 越 金	199,000	0	199,000	199,668	0	
歳 入 合 計			3,272,000	0	3,272,000	3,254,823	17,000	

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1.事務局費			1,210,000	0	0	1,210,000	1,157,537	52,463	
	1.事務局費		1,210,000	0	0	1,210,000	1,157,537	52,463	
		1.報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2.賃金	100,000	0	0	100,000	98,511	1,489	
		3.旅費	120,000	0	0	120,000	74,400	45,600	
		4.需用費	90,000	0	0	90,000	89,536	464	
		5.役務費	60,000	0	0	60,000	55,458	4,542	
		6.諸費	120,000	0	0	120,000	119,632	368	
2.会議費			313,000	0	0	313,000	291,598	21,402	
	1.総会費		171,000	0	0	171,000	159,561	11,439	
		1.需用費	120,000	0	0	120,000	115,356	4,644	
		2.借上料	50,000	0	0	50,000	44,205	5,795	
		3.諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2.役員会費		142,000	0	0	142,000	132,037	9,963	
		1.需用費	140,000	0	0	140,000	132,037	7,963	
		2.借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3.諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3.事業費			1,740,000	0	0	1,740,000	1,602,404	137,596	
	1.調査企画費		450,000	0	0	450,000	438,346	11,654	
		1.賃金	300,000	0		300,000	299,805	195	
		2.旅費	30,000	0	0	30,000	20,120	9,880	
		3.需用費	80,000	0	0	80,000	79,701	299	
		4.役務費	40,000	0	0	40,000	38,720	1,280	
	2.促進対策費		1,290,000	0	0	1,290,000	1,164,058	125,942	
		1.旅費	230,000	0	-7,312	222,688	138,020	84,668	3-2-2へ流用
		2.需用費	120,000	0	7,312	127,312	127,312	0	3-2-1から流用
		3.活動費	900,000	0		900,000	879,176	20,824	
4.諸費		40,000	0		40,000	19,550	20,450		
4.予備費			9,000	0	0	9,000	0	9,000	
	1.予備費		9,000	0	0	9,000	0	9,000	
		1.予備費		9,000	0	0	9,000	0	9,000
歳出合計			3,272,000	0	0	3,272,000	3,051,539	220,461	

歳入合計 3,254,823円

歳出合計 3,051,539円

差引繰越額 203,284円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成13年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成14年4月10日

監 事 高野町長 藤 原 公 昭 

監 事 布野村長 梶 川 孝 司 

第3号議案

平成14年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について

平成14年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2市35町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。

また今日、少子・高齢化の進行や若者層の都市への流出による社会活動の沈滞、農畜産物の輸入自由化や製造業の海外移転などの影響による地域産業の衰退、交通・情報インフラなどの産業・生活基盤の整備の遅れ等々から、さらなる地域活力の低下が懸念される中、若者の定住促進や高齢化に対応した社会システムの構築、介護保険制度など多様化・広域化する行政課題への対応が求められるとともに、地方分権時代に向けた行財政基盤の一層の強化が要請されている。

県においては、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題として位置づけられ、総合的・重点的な施策が着実に推進されており、内陸地域の振興・発展に大きな期待が寄せられている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる地域社会の創造と内陸地域発展のため、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化支援策の充実
- 2 市町村合併にかかる国県支援策の充実強化
- 3 J R 芸備線の輸送改善対策の推進、並びに J R 可部線（可部・三段峡間）の存続対策の推進
- 4 広島県立大学中山間地域研究センターの早期開設
- 5 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進
- 6 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備
- 7 地域高規格道路の早期整備
- 8 広島～江津間広域開発道路の整備促進
- 9 中山間地域の学校教育の充実

平成14年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成14年 4月10日	平成13年度会計監査	高 野 町 布 野 村
4月19日	理 事 会	広島県議会
6月4日	第36回通常総会	八丁堀サソ
6月～ 7月	平成15年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	役員会及び要望活動	広島県議会
平成15年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成14年度歳入歳出予算(案)について

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,869	—53	
	1. 会 費		2,869	—53	
		1. 一般負担金	2,053	—53	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			150	0	
	1. 補助金		150	0	
		1. 県 補 助 金	150	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			203	4	
	1. 繰越金		203	4	
		1. 繰 越 金	203	4	
歳 入 合 計			3,223	—49	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			1,190	-20	
	1. 事務局費		1,190	-20	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	100	0	
		3. 旅 費	100	-20	
		4. 需用費	80	-10	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	130	10	
2. 会 議 費			303	-10	
	1. 総 会 費		161	-10	
		1. 需用費	110	-10	
		2. 借上料	50	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		142	0	
		1. 需用費	140	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事 業 費			1,720	-20	
	1. 調査企画費		450	0	
		1. 賃 金	300	0	
		2. 旅 費	20	-10	
		3. 需用費	90	10	
		4. 役務費	40	0	
	2. 促進対策費		1,270	-20	
		1. 旅 費	210	-20	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	900	0	
		4. 諸 費	40	0	
4. 予 備 費			10	1	
	1. 予 備 費		10	1	
		1. 予備費	10	1	
歳 出 合 計			3,223	-49	

平成14年度一般負担金（案）

No.	市 町 村 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計(円)
1	三 次 市	39,503	23,000	217,500	240,500
2	庄 原 市	21,370	23,000	118,000	141,000
3	加 計 町	4,618	23,000	25,500	48,500
4	筒 賀 村	1,291	23,000	7,500	30,500
5	戸 河 内 町	3,272	23,000	18,000	41,000
6	芸 北 町	2,958	23,000	16,500	39,500
7	大 朝 町	3,782	23,000	21,000	44,000
8	千 代 田 町	10,721	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,468	23,000	25,000	48,000
10	吉 田 町	11,632	23,000	64,000	87,000
11	八 千 代 町	4,450	23,000	24,500	47,500
12	美 土 里 町	3,423	23,000	19,000	42,000
13	高 宮 町	4,408	23,000	24,500	47,500
14	甲 田 町	5,793	23,000	32,000	55,000
15	向 原 町	4,733	23,000	26,500	49,500
16	久 井 町	5,574	23,000	31,000	54,000
17	甲 山 町	6,875	23,000	38,000	61,000
18	世 羅 町	8,768	23,000	48,500	71,500
19	世 羅 西 町	4,047	23,000	22,500	45,500
20	油 木 町	3,244	23,000	18,000	41,000
21	神 石 町	2,905	23,000	16,000	39,000
22	豊 松 村	1,843	23,000	10,500	33,500
23	(神)三 和 町	4,520	23,000	25,000	48,000
24	上 下 町	6,426	23,000	35,500	58,500
25	総 領 町	1,897	23,000	10,500	33,500
26	甲 奴 町	3,261	23,000	18,000	41,000
27	君 田 村	2,000	23,000	11,000	34,000
28	布 野 村	2,003	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,014	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,093	23,000	28,500	51,500
31	三 良 坂 町	3,972	23,000	22,000	45,000
32	(双)三 和 町	3,789	23,000	21,000	44,000
33	西 城 町	4,983	23,000	27,500	50,500
34	東 城 町	10,330	23,000	57,000	80,000
35	口 和 町	2,644	23,000	15,000	38,000
36	高 野 町	2,417	23,000	13,500	36,500
37	比 和 町	2,037	23,000	11,500	34,500
合	計	217,064	851,000	1,202,000	2,053,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成12年国勢調査による。

平成14年度主要施策に関する部局別要望事項
(平成13年11月12日実施)

総務企画部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化支援策の充実	(1) メイプルネットを中心とした中山間地域の情報化推進施策の確立	重点目標

地 域 振 興 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化支援策の充実	○地域振興対策 (1) 中山間地域活性化総合支援策の確立 ー「集落・生活拠点整備モデル事業」の見直しによる継続又は新たな視点による活性化総合支援対策の充実強化ー	重点目標
	(2) 中山間地域の特殊性に配慮した市町村合併にかかる国県支援策の確立	//
	(3) 中山間地域の拠点的小都市振興施策の確立と早期具体化	//
	(4) 若者定住総合支援制度の創設	//
	(5) 学校統合後の地域整備にかかる補助制度の確立	//
	(6) 道後山クロカンパーク第2次整備計画への支援	//
	○財源確保対策 (1) 過疎対策事業債の大幅確保、適債事業の拡大と地方交付税の増額確保	//
	(2) 上下水道整備等、過疎地域の社会資本整備にかかる地方負担軽減策の確立	//
2. 中国山地研究センターの早期開設	同 左	//
3. 道路運送法の改正に対応した生活交通確保対策にかかる支援措置の実施	同 左	//

4. J R 芸備線輸送改善対策の推進並びに J R 可部線（可部・三段峽間）の維持存続	同 左	//
--	-----	----

環 境 生 活 部 及 び 同 環 境 局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. ダイオキシン対策にかかる国県支援策の充実	(1) ごみ広域処理対策の推進	重点目標
	(2) ごみ処理施設整備にかかる補助制度の充実	//
	(3) 既存ごみ焼却施設解体撤去にかかる財政支援措置の実施	//
	(4) 産業廃棄物・一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の定期的な測定実施等ダイオキシン対策の拡充	//
2. 地対財特法期限切れに伴う同和行政方針の明示	同 左	
3. 国定公園道後山ゾーン及び西中国山地国定公園の整備促進	同 左	
4. 特定地域生活排水処理事業にかかる県費補助制度の創設	同 左	

福 祉 保 健 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 介護保険法施行に伴う介護サービス基盤の整備	(1) 介護保険対象外の高齢者福祉施策の補助制度の拡充	重点目標
	(2) 特別養護老人ホームの新設にかかる施設の無い町村への優先的認可	//
	(3) 特別養護老人ホームの個室化に対する補助制度の確立と予算の確保	//
2. 中山間地域における水道整備事業への財政支援の強化	同 左	

商 工 労 働 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化支援策の充実	○産業振興策の推進 (1) 広島県立大学等研究機関との連携によるバイオ産業の振興	重点目標
	(2) 中山間地域の経営資源（人的資源、技術的資源）を活用した産業再生策の推進	//
	(3) 既存企業を軸とした産官学連携による活性化策の確立	//
	(4) 情報通信基盤等を活用した製造業の活性化策の推進	//

農 林 水 産 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進	○農業振興施策 (1) 県単独補助事業の充実	重点目標
	(2) 集落営農組織等の育成支援及び予算の確保	//
	(3) 新規就農者や認定農業者等にかかる補助制度の創設	//
	(4) 鳥獣被害対策の充実	//
	○中山間地域等直接支払制度 (1) 中山間地域直接支払制度にかかる国交付金の増額（1/2→3/4） ※または、交付税措置の完全履行	//
	(2) 面的要件等、制約緩和の実施及び課税の免除	//
	○農業、農村基盤の整備 (1) 広域農道、灌漑用水確保等の農業基盤の整備促進及び支援強化	//
	(2) 農業公園整備事業への支援	//
	(3) 中山間地域総合整備事業(広域連合型)の予算確保	//

	(4) 広島中部台地国営農地開発事業造成負担金償還にかかる経営負担軽減策の確立	//
	○森林の公益機能の維持増進等 (1) 広域基幹林道等、林道網の整備促進	//
	(2) 森林交付税の創設	//
	(3) 林業の情報化にかかる補助制度の確立	//

土 木 建 築 部 及 び 同 都 市 局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道・尾道松江線の早期整備	同 左	重点目標
2. 地域高規格道路の整備促進	(1) 江府・三次道路の整備促進	//
	(2) 東広島・高田道路の早期事業化	//
	(3) 広島中央フライトロードの整備促進	//
	(4) 備北フライトロード構想の早期実現	//
3. 広島～江津間広域開発道路の整備促進	同 左	//
4. 国・県道の整備促進	同 左	
5. 河川改修の促進	同 左	
6. 河川総合開発事業「野間川ダム」の早期完成	同 左	
7. 灰塚ダム周辺整備事業に対する国県支援策の実施	同 左	
8. 県民公園の整備促進とアクセス道路の整備	同 左	

9. 下水道事業の県代行制度の充実強化と補助率の引き上げ、並びに中山間地域下水道整備促進にかかる補助枠の拡大	同 左	
--	-----	--

教 育 委 員 会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域の学校教育の充実に向けた人事異動の適正化	(1) 新任教職員配置の適正化	重点目標
	(2) 教員の在職期間の適正化	//
	(3) 指導力不足教員に対する人事管理の適正化	//
2. 第15回全国スポーツ・レクリエーション祭種目別大会開催市町に対する財政支援	同 左	

広島県立大学中山間地域研究センター（仮称）の 早期開設について

広島県におかれましては、内陸部地域の振興に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、内陸部地域は、若年層の流出等による深刻な過疎・高齢化問題に加え、産業構造の変化や経済の国際化、さらには、近年の国内経済停滞の影響により、農林水産業をはじめとする地域産業は極めて厳しい状況にあります。

また、道路交通、情報通信、上下水道、医療・福祉施設など生活基盤、産業基盤の基本的部分においても、都市部と比較して、依然、大きな格差が残されております。

こうした中、平成12年3月に策定された「県立大学改革・連携ビジョン」において、地域と連携し、地域に貢献する大学づくりをめざす取組方策の一つとして、中山間地域対策を掲げられ、「中山間地域研究交流センター」については、広島県立大学を基幹大学とし、中山間地域対策の調査研究拠点、地域支援拠点として、「中山間地域研究交流センター機能」の整備を図ることとされております。

平成12年度に設置された「中山間地域対策会議」の中で、中山間地域研究交流機能の整備について検討されているところではありますが、内陸部地域が、中山間地域の持つ特性を効果的に発揮し、魅力的な地域社会の形成と県勢発展への役割を果たす上で、是非とも必要な機関でありますので、一層のご理解を賜り、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成14年2月

広島県内陸部振興対策協議会
会長 小 島 敏 文

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の拡充について

広島県におかれましては、内陸部地域の振興に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、内陸部地域に対する諸施策は、逐年、その成果を挙げつつありますが、深刻な過疎、少子高齢化問題に加え、産業構造の変化や経済の国際化、さらには、近年の国内経済停滞の影響により、農林水産業をはじめとする地域産業は極めて厳しい状況にあります。

特に、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）発生以来、肉牛飼育農家と酪農家は、大きな打撃を受けております。

牛肉の価格が大暴落し、広島県では平成13年12月より老廃牛の屠場搬入禁止となり、畜産農家は存亡の危機に直面しているため、次のことを要望します。

- 1 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の原因究明と責任の所在を明確にされるよう要望します。
- 2 早急に消費を回復するため、消費者が納得のいく安全性についてマスコミ等を通じて報道し、牛肉の需要拡大を図られるよう要望します。
- 3 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の抜本的対策と畜産農家への支援策の確立を要望します。

平成14年2月

広島県内陸部振興対策協議会
会長 小 島 敏 文

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

平成14年6月1日現在

役 員

役 職 名	職 氏 名	役 職 名	職 氏 名
会 長	県議会議員 小島 敏文	—	—
副 会 長	三次市長 吉岡 広小路	副 会 長	庄原市長 八谷 泰央
副 会 長	美土里町長 織田 邦夫	副 会 長	甲山町議長 水間 茂
幹 事 長	県議会議員 宮本 新八	—	—
副 幹 事 長	県議会議員 富野井利明	—	—

理 事

(県議会議員)

三 次 市	杉 原 秀 明	庄 原 市	道 上 侑
山 県 郡	宮 本 新 八	高 田 郡	児 玉 浩
世 羅 郡	小 島 敏 文	神石甲奴郡	藤 井 正 巳
双 三 郡	富野井 利 明	比 婆 郡	木 山 耕 三

(市部選出)

三 次 市 長	吉 岡 広小路	三 次 市 議 長	花 本 忠 男
庄 原 市 長	八 谷 泰 央	庄 原 市 議 長	八 谷 文 策

(山県郡選出)

筒 賀 村 長	内 田 和 昭	芸 北 町 長	増 田 邦 夫
千 代 田 町 長	辰 崎 春 男	豊 平 町 長	前 田 達 郎
加 計 町 議 長	中 本 正 廣	戸 河 内 町 議 長	堂 河 内 福 夫
大 朝 町 議 長	伊 藤 博 夫		

(高田郡選出)

八 千 代 町 長	沖 本 信 男	美 土 里 町 長	織 田 邦 夫
高 宮 町 長	児 玉 更 太郎	吉 田 町 議 長	宮 本 房 宏
甲 田 町 議 長	今 村 義 照	向 原 町 議 長	崎 岡 典 男

(御調郡久井町選出)

久 井 町 長	門 田 隆 博		
---------	---------	--	--

(世羅郡選出)

世 羅 町 長	松 山 理 人	世 羅 西 町 長	上 本 仁 志
甲 山 町 議 長	水 間 茂		

(神石郡選出)

油 木 町 長	牧 野 雄 光	豊 松 村 長	岡 崎 斎
神 石 町 議 長	久保田 龍 泉	三 和 町 議 長	槌 原 敬 司

(甲奴郡選出)

総 領 町 長	杉 谷 譯 三	甲 奴 町 長	森 岡 隆 寿
上 下 町 議 長	山 本 周 三		

(双三郡選出)

三 良 坂 町 長	湯 免 龍 夫	三 和 町 長	神 重 和 夫
君 田 村 議 長	朝 日 一 登	作 木 村 議 長	菅 三 司
吉 舎 町 議 長	福 永 包 則		

(比婆郡選出)

西 城 町 長	田 盛 敬 三	東 城 町 長	遠 藤 曼 史
口 和 町 議 長	有 田 好 隆	比 和 町 議 長	實 延 博

監 事

布 野 村 長	梶 川 孝 司	高 野 町 長	藤 原 公 昭
---------	---------	---------	---------

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部市町村長
広島県内陸部市町村議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 4 名 |
| 3 | 幹事長 | 1 名 |
| 4 | 副幹事長 | 1 名 |
| 5 | 理 事 | 若干名 |
| 6 | 監 事 | 2 名 |
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。